

## アングリカニズムとメソディズムの接点 —メソジスト教会と聖公会の国際対話から—

西原廉太

### 1 はじめに

聖公会とメソジスト教会の国際対話が本格的に開始されたのは、1988年に開催されたランベス会議<sup>1</sup>において、メソジスト教会との国際対話開始の意思が確認され、それを、世界メソジスト協議会(World Methodist Council)<sup>2</sup>が受諾したことに始まる。この国際対話、「聖公会—メソジスト教会国際委員会」(Anglican- Methodist International Commission)における議論は、聖公会—メソジスト教会間の諸教会間対話文書のみならず、広く他のエキュメニカル諸対話、他の教会間対話の成果も踏まえられている。ことに、いわゆる『リマ文書』(Baptism, Eucharist and Ministry: BEM)<sup>3</sup>、『ポルヴォー共同声明』<sup>4</sup>に代表され

---

1 全世界のアングリカン・コミュニオンの主教が10年に一度、一同に会する会議。第1回は、1867年。当初は、ロンドンのカンタベリー大主教公邸である、ランベス・パレスで開催されていたためこの名が付く。

2 メソジストの伝統に連なる諸教会の世界協議体で、1881年に発足。公式サイトは以下を参照のこと。<http://worldmethodistcouncil.org/> (2014年8月現在)

3 世界教会協議会(World Council of Churches: WCC)信仰職制委員会『洗礼・聖餐・職務』参照のこと。Baptism, Eucharist and Ministry, Faith and Order Paper 111 (Geneva: WCC Publications, 1982).

4 『ポルヴォー共同声明』とは、四つの聖公会諸教会（英国、アイルランド、スコ

る聖公会ルーテル教会国際対話、メソジスト教会ローマ・カトリック教会間対話などは、基礎資料とされた。

その聖公会ーメソジスト教会国際対話の最初のまとまった報告が、1996年に公開された『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』(*Sharing in the Apostolic Communion*)<sup>5</sup>である。同報告は、1996年8月にリオ・デ・ジャネイロで開催された世界メソジスト協議会、ならびに、1998年7月に開催されたランベス会議に提示され、以降のあらゆる聖公会ーメソジスト教会間対話の土台となっている。本稿では、主に、『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』において示された論点を紹介することを通して、聖公会とメソジスト教会のフル・コミュニオンに向けた接点を提示することを中心としつつ、2003年11月1日に正式調印された、英国教会(*Church of England*)と英国メソジスト教会(*British Methodist Conference*)による歴史的合意である「聖公会ーメソジスト教会契約」(*An Anglican- Methodist Covenant*)<sup>6</sup>、またその基礎を提供した『聖公会ーメソジスト教会共同声明』(*Common Statement: 2000年12月*)<sup>7</sup>や、

---

ットランド、ウェールズ)と北欧の六つのルーテル諸教会(エストニア、フィンランド、アイスランド、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン)間の、唯一の、聖なる、普遍的、使徒的教会としての一致を目指す共通理解であり、1996年に最終的に批准確立された。“*Conversation between The British and Irish Anglican Churches and The Nordic and Baltic Lutheran Churches: The Porvoo Common Statement*”, in *Anglican-Lutheran Agreement*, pp.145-176 参照。

<sup>5</sup> 同報告原文については以下を参照のこと。

[http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/methodist/docs/apostolic\\_communion1996.cfm](http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/methodist/docs/apostolic_communion1996.cfm) (2014年8月現在) 本報告を提示した、聖公会ーメソジスト教会国際委員会の委員構成も報告中に明記されているが、各委員の所属教会のみ再掲すると以下の通りである。(聖公会側) 南部アフリカ聖公会、西インド諸島聖公会、英国教会、フィリピン聖公会、米国聖公会、アングリカン・コミュニオン(メソジスト教会側) 米国合同メソジスト教会、オーストラリア合同教会、アフリカン・メソジスト監督教会、英国メソジスト教会、世界メソジスト協議会。

<sup>6</sup> 「聖公会ーメソジスト教会契約」(*An Anglican- Methodist Covenant*)については以下を参照のこと。<http://www.anglican-methodist.org.uk/index.htm> (2014年8月現在)

<sup>7</sup> 同声明のフル・テキストは以下を参照のこと。

最近の両教会間国際対話の進捗についても確認しておきたい<sup>8</sup>。

## 2 メソディズムと聖公会（英国教会）の歴史的関係

2000年に公表された『聖公会－メソジスト教会共同声明』では、まず、両教会の相互の歴史的認識について整理している。何よりも重要な出発点は、初期メソジスト運動は、英国教会内の運動であった、という点である。ジョン・ウェスレー(John Wesley)は、18世紀英国教会におけるハイチャーチ・マンであって、1745年のチャールズ・エドワード・スチュワート(Charles Edward Stuart)によるブリテン上陸の際には、ジャコバイト(Jacobite)<sup>9</sup>派の疑いも掛けられたことさえあった<sup>10</sup>。

メソジストは、いわゆる「ノンコンフォーマリスト」(nonconformists)や「ディセンター」(dissenters)と呼称される非国教徒たちのように、英国教会から「追放」された歴史はない。ウェスレーの生前から1791年の彼の死後にかけて、メソジスト運動が発展する過程において、メソジストが次第に英国教会から分離していった。ジョン・ウェスレーは、最後まで英国教会の司祭であったが、彼の死後、メソジスト運動が、英国教会の枠内に留まり続けることが困難となった、ということである。

これまで、聖公会（英国教会）、メソジスト教会、それぞれにおいて、自分たちにとって都合の良い、当時の状況についての「語り」が形成、伝承されてき

---

[http://www.anglican-methodist.org.uk/common\\_statement0506.pdf](http://www.anglican-methodist.org.uk/common_statement0506.pdf) (2014年8月現在)

<sup>8</sup> 聖公会－メソジスト教会間の問題については、国内においても、すでに、坂本誠「ウェスレーと英国教会」(『ウェスレー・メソジスト研究』第4号、日本ウェスレー・メソジスト学会、2003年10月)、林牧人「日本メソジスト教会における監督制の背景－メソジズムにおける episkope の実践－」(『ウェスレー・メソジスト研究』第2号、日本ウェスレー・メソジスト学会、2001年9月)等の、メソジスト研究者による優れた先行研究がある。

<sup>9</sup> 1688年名誉革命に対する反革命勢力の通称。スチュワート家を王位に復位させることを企図していた。

<sup>10</sup> *Common Statement*, para.4.

たことは否めない。メソジスト運動の発生、発展が説明される際に、通常聞かれるのは、当時の英国教会が廃頹しており、民衆の靈的必要に応答する力を失っていた、ということである。一方で、英国教会が、唯一、その生命を回復したのが、1833年から1845年にかけての、オックスフォード運動(Oxford Movement)によってであると記述される。こうした理解こそが、英国における聖公会とメソジスト教会の不幸な分裂を助長してきた、と『共同声明』は指摘する<sup>11</sup>。近年、このような歴史的認識のステレオタイプに対する批判的研究も為されるようになってきた。18世紀の英国教会は、巷間言われているほど、廃頹していた訳ではない。実際、多くの主教たちが、熱心な宣教活動を展開している記録が数多く残されている。また、他方、メソジスト運動が英国において十分な成功を収めたとも言い難い。

さらには、英国教会における「牧会」への関心の回復が、「教会」(church)と「チャペル」(chapel)の間の分断を強めた、とも言える。例えば、1790年代に、イングランド北東に位置する、ビショップウェアマウス(Bishopwearmouth)の司祭であった聖公会神学、自然神学で著名な、ウィリアム・ペイリー(William Paley)は、彼のパリッシュ(教会区)内にあるメソジストのチャペル礼拝に定期的に出席し、その働きを激励している<sup>12</sup>。ペイリーは、メソジストの神学に賛同していた訳ではもちろんないが、大きな都会のパリッシュの「牧会」<sup>13</sup>を聖公会の「教会」だけで担うことに実際の困難を感じており、その中で、メソジストの「チャペル」による、ことに貧しい人々への働きは貴重なものであると大いに評価していたのである。それから半世紀後、聖公会聖職者の数も増え、次第に、パリッシュ教会が展開する社会的、宣教的プログラムも充実していく中で、聖公会の「教会」とメソジストの「チャペル」を往来する聖職や、パリ

---

<sup>11</sup> *Common Statement*, para.5.

<sup>12</sup> *Common Statement*, para.7.

<sup>13</sup> アングリカニズムにおける「牧会」理解を考える上で重要な鍵は、そもそも英国教会は国教会、国民教会であり、そこで育まれた牧会観がアングリカニズムの底流にはある、ということである。英国において、かつて英国国民はすべて英国教会信徒であるという建前があった。つまり、パリッシュに対する牧会的配慮とは、その地域に住むすべての人々への配慮であり、地域全体の課題を担い、関わることを意味していた。

ッシュ内に居住しない聖職の活動を法的に制限する傾向が強まっていった。地方においては、依然として、聖公会の「教会」とメソジストの「チャペル」の潜在的連携の必要性が意識されており、信徒たちも「教会とチャペル」(church and chapel)という理解が一般的であったにも拘わらず、徐々に、「教会」と「チャペル」の間の分断は進められ、19世紀終盤頃には、聖公会とメソジスト教会はもはや異なる世界に住むものとなってしまったのである。

英国教会においては、ことに、チャールズ・シメオン(Charles Simeon)<sup>14</sup>が活躍した18世紀末の時代に、数多くの聖公会の福音主義者が誕生したが、彼らの大半は、自分たちのパリッシュに、メソジストが入ることを嫌い、神学的にはむしろカルヴィニズムに接近する。しかし、1830年代に、オックスフォード運動が勃興し、英国教会内にカトリシズムへの関心が増大することになる。1840年代以降、ジョン・ヘンリー・ニューマン(John Henry Newman)、ヘンリー・マニング(Henry Manning)、ロバート・ウィルバーフォース(Robert Willberforce)ら、オックスフォード運動の指導者らが、実際にローマ・カトリック教会に転会する一方で、ジョン・キーブル(John Keble)、エドワード・ピュージー(Edward Pusey)らの努力によって、英国教会内にオックスフォード運動は持続し、19世紀末には、「アングロ・カトリシズム」として定着、聖公会の礼拝や神学に大きな影響を及ぼすことになる。

極端なアングロ・カトリックに属する者たちからすれば、非国教徒は、異端同然であり、非国教徒の牧師を、「普遍教会」(catholic church)のみ言と sacrament を執行する司牧者として認証することはあり得なかった。彼らはまた、メソジストと非国教徒との間に、いかなる線引きもしなかったのである。こうした行き過ぎたアングロ・カトリシズムが、英国教会全体に与えた影響を過小評価することはできない。1840年代に入り、英国教会内の「ローマ化」を恐れたメソジストは、「福音同盟」(Evangelical Alliance)<sup>15</sup>の結成に代表されるよ

<sup>14</sup> 1759-1836.説教、牧会に専念した伝道者で、英国教会に輝きを与えた、最も偉大な教区牧師と評される。1799年、アフリカ、アジア宣教のために、「教会宣教協会」(Church Missionary Society: CMS)の設立に尽力した。

<sup>15</sup> 英国において、1846年に結成された、福音主義キリスト者の連合体。現在の、世界福音同盟(World Evangelical Alliance: WEA)の発足母体の一つでもある。

うに、初めて、非国教徒との連携を実際に模索することになる。よりラディカルなメソジストやウェスリアンは、「反国教会同盟」(Anti-State Church Association)を作り、国教会システムに対する批判を強めた。このように、19世紀中頃には、英国全土で激しい教派間の軋轢が生まれることになるのである。

1888年ランベス会議は、「シカゴーランベス四綱領」(Chicago-Lambeth Quadrilateral)を採択した。シカゴーランベス四綱領は、1886年にシカゴで開催された米国聖公会総会において、教会一致のための最低条件として可決され、2年後の1888年ランベス会議で、アングリカン・コミュニオン全体が受け入れることのできる綱領として決議されたものである<sup>16</sup>。シカゴーランベス四綱領自体は、当初からエキュメニカル対話のコンテキストの中で生まれたものであった。その内容は以下の通りである。

---

<sup>16</sup> 「日本聖公会綱憲」はシカゴーランベス四綱領を受け入れたものとされており、日本聖公会における女性の司祭職の可否をめぐる議論の際に、女性司祭はシカゴーランベス四綱領の第4項に違反するという反対論が展開されたが、実際には、ことに第4項は、シカゴーランベス四綱領と日本聖公会綱憲とは大きく表現が異なる。日本聖公会綱憲第4項は、「使徒時代より継紹したる、主教(エписコポ)、司祭(プレスブテロ)、執事(デアコノ)の三職位を確守する」となっており、本来のシカゴーランベス四綱領第4項「神の教会の一致へと神に召された国民や民衆のさまざまな必要に応じて、その執行方法が地域的に適用されるものとしての歴史的主教制」とはニュアンスが正反対である。シカゴーランベス四綱領に忠実に考えれば、同綱領を、女性司祭をむしろ根拠づけるものとして位置づけることが可能である。何故このような違いが生じたかについてはさらに研究される必要があるが、日本聖公会綱憲が採択されたのがシカゴ会議とランベス会議の間の1887年であり、シカゴ会議に参加したウィリアムズ主教らがシカゴ綱領を持ち帰り、独自にアレンジを加えて翻訳した可能性等が考えられる。しかし、いずれにしてもアングリカン・コミュニオンの一枝である日本聖公会は、本来のシカゴーランベス四綱領を、自らの綱憲として総会において採択し直す必要があるであろう。

「<1888年ランベス会議／決議第11号>本会議は、以下の条項が、神の祝福による再一致の家へのアプローチの基盤を提供するものであることを信じる。①救いに必要なあらゆることを包含するものであり、信仰の規範、究極的基準としての旧約聖書、並びに新約聖書。②洗礼の象徴としての使徒信条、キリスト教信仰の十全なる陳述としてのニケヤ信条。③キリストご自身によって制定された二つの sacrament。すなわち、キリストの制定語と、キリストによって定められた形相を誤りなく用いて執行される洗礼と主の晩餐。④神の教会の一致へと神に召された国民や民衆のさまざまな必要に応じて、その執行方法が地域的に適用されるものとしての歴史的主教制。」<sup>17</sup>

これら四つの要素が単に羅列されるのではなく、総合的に、有機的に結び合わされ、単一のコミュニケーション・システムとなっている、ということに注意したい<sup>18</sup>。英国のコンテキストにおいては、この「シカゴーランベス四綱領」の採択は、ことにメソジストとの関係修復が強力に意識されていたことは間違いない。特に、歴史的主教職を取り扱った、第4項の問題については後述する。

1918年には、一部のウェスレアン・メソジストが、メソジストの再結集に反対する中で、英国教会との特別な関係を維持しようと試みるが、それはごく短命に終わる<sup>19</sup>。1920年代までのメソジストにとっての主題の一つは、他教会とのエキュメニカルな連携よりも、メソジストの内的再一致にあったと言えるが、1930年代になって、南インドにおける教会合同の議論が煮詰まる中で、メソジスト教会は重要な役割を意識することになる。この議論の過程では、メソジスト教会は、聖公会と会衆派の中間的位置にあり重要な貢献を果たしたのである。1946年には、ジェフリー・フィッシャー(Geoffrey Fisher)、カンタベリー大主教が、自由教会(Free Church)諸教会に向けて、説教の中で、「主教職」

---

<sup>17</sup> *Resolutions of the twelve Lambeth Conferences 1867-1988*, ed. Roger Coleman (Toronto: Anglican Book Centre, 1992)p.13.

<sup>18</sup> Mary Tanner, "The Anglican Position on Apostolic Continuity and Apostolic Succession in the Porvoo Common Statement," *Visible Unity and the Ministry of Oversight* (London: Church House Publishing, 1997)p.111.

<sup>19</sup> *Common Statement*, para.22.

(episcopacy)の再受容を検討してみないか、と訴えたが、それに対して唯一、積極的な応答を示したのが、メソジスト教会であった。そのことが、1950年代、1960年代の、聖公会－メソジスト教会間対話に結実していった、という見方もある<sup>20</sup>。

### 3 聖公会－メソジスト教会間対話が置かれたコンテクスト

世界各地での地域レベルの両教会間対話は、古くから多様な形で行われていたが、国際レベルの公式的対話は、1867年に第1回ランベス会議が開催され、1881年に世界メソジスト協議会が構成されて以降もその気運はなく、1992年3月にエルサレムで開かれた第1回「聖公会－メソジスト教会国際委員会」が、実に、200年以上にも亘る、聖公会－メソジスト教会の分離後、初めての国際対話となった。この国際対話開始の一つの契機は、1988年ランベス会議において、当時すでにかんがりの進展を見せていた、聖公会－ローマ・カトリック教会間対話、聖公会－ルーテル教会間対話に比して、諸教会の中でも、歴史的にも教理的にも、最も親和性のあるはずのメソジスト教会との本格対話を持たれていないことが指摘されたことにある。1988年ランベス会議は以下のような決議を行っている<sup>21</sup>。

#### 1988年ランベス会議・決議第9号「メソジスト教会」

本会議は、①ジョン・ウェスレー、チャールズ・ウェスレーの回心250周年、及び、メソジスト教会がもたらした影響と証しを、全能なる神に感謝するものである。②現時点において、アングリカン・コミュニオンと世界メソジスト協議会の間に国際的対話が存在しないことは遺憾である。③全聖公会中央協議会(ACC)<sup>22</sup>に対して、そのような対話を開始するという観点から、世界メ

---

<sup>20</sup> *Common Statement*, para.22.

<sup>21</sup> 同決議原文は以下を参照のこと。

<http://www.lambethconference.org/resolutions/1988/1988-9.cfm> (2014年8月現在)

<sup>22</sup> ACCは、アングリカン・コミュニオンを支える4つの器(instruments)の一つで、

ソジスト協議会との協議を主導するよう要請する。

世界メソジスト協議会執行委員会(Executive Committee)は、このランベス会議決議を受理し、「聖公会—メソジスト教会国際委員会」が構成されることになり、『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』が、同国際委員会の果実として公刊される。聖公会—メソジスト教会の国際対話が基調とした聖書箇所の一つが、エフェソの信徒への手紙 4:5-6 である。「主は一人、信仰は一つ、洗礼は一つ、すべてのものの父である神は唯一であって、すべてのものの上にあり、すべてのものを通して働き、すべてのものの内におられます」<sup>23</sup>。聖公会とメソジスト教会はそれぞれ、豊かな伝統を有していると同時に、両教会共に、自分たちの罪性と有限性の内に限界づけられており、主の前には不完全なものである、という共通認識が対話の基礎となっている点は重要である<sup>24</sup>。

その上で、聖公会—メソジスト教会国際対話が最終的に目指すフル・コミュニオンの内容が、以下の通り具体的に提示される。①中心的教理における合意、②洗礼と信徒の相互承認、③相互のホスピタリティを越えたユーカリストの交わり（コミュニオン）、④職制と礼拝式文の相互承認、及び、互換性承認、⑤互いへの援助、励まし、祈りの友愛、⑥伝道(evangelism)、宣教(mission)、奉仕における協働、⑦管区(国)、地域、地方、それぞれのレヴェルでの共通の意思決定システムの構築、の7点である<sup>25</sup>。提示された『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』を概観すれば、実際には、信仰的内容を教理的に整理するというよりも、職制論、宣教論をめぐって敢えて議論が集中されたことが分かる。

議論の出発点として、聖公会も、メソジスト教会も、共に、聖書に記された神の民の歴史を基礎とし、教父時代、中世、宗教改革という時代の上に、形成されていることを確認する。また、18世紀に、当時の時代状況、諸条件の中で、

---

約2年毎に開催される協議会。全管区から、主教議員、聖職議員、信徒議員が選出されるという意味では、信徒の参与を可視的に保証する重要な機関である。

<sup>23</sup> 聖書引用は、新共同訳聖書に基づく。

<sup>24</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.5.

<sup>25</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.7.

聖公会とメソジスト教会は分離することとなったが、それ以降も、それぞれの地域において、両教会は常にさまざまな形で関係し合ってきたことに注目する。かつて、アングリカン(Anglican)と言えば、英国教会(Church of England)に限定された用語であったが、現在では、「アングリカン・コミュニオン」(Anglican Communion)として世界約 165 カ国、約 8,500 万人の信徒を有する世界大の教会と成長し、メソジスト教会も同様に、英国からアイルランド、北米、西インド諸島、また、それら諸教会からの宣教師の働きによって世界大の教会となっている。世界メソジスト協議会に加盟するのは、メソジスト、ウェスレアン、合同諸教会、約 80 教会、約 100 カ国、構成会員が、約 8,050 万人となっている<sup>26</sup>。世界聖公会と世界メソジスト教会が連動すれば、実に、1 億 6 千万人以上の影響力を有するわけで、そのように考えれば、両教会が、ことに世界の正義や平和、いのちをめぐる諸課題に対して責任を持つことは、グローバルな意義を有するというを、今一度確認しておきたい。

アングリカン・コミュニオンの一致を保証するのは 4 つの「器」(instruments)であるとされ、すなわち、①カンタベリー大主教、②ランベス会議、③全聖公会中央協議会(ACC)、④首座主教会議、である。原理的には、「アングリカン」であるということは、“See of Canterbury”(カンタベリーの主教座)とのリンクがあるかどうかという構造である。一方で、世界メソジスト協議会の場合は、協議(consultation)、交わり(fellowship)、相互の励ましと協力を基本とする協議体であって、より有機体的なコミュニオンとしてのアングリカン・コミュニオンとは性格が異なることは踏まえなければならない。しかし、アングリカン・コミュニオンにおける大原則は、カンタベリー大主教はあくまでも“*primus inter pares*”(同位者中の首位者)であって、各構成管区は対等で、自律性が完全に保証されている。したがって、ランベス会議の決議といえども、道義的な重みはあっても、法的拘束力はない。すなわち、聖公会ーメソジスト教会国際対話の合意事項が、即、両教会を構成する諸教会に対して強制力を持つわけではない。しかしながら、『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』は、その内

---

<sup>26</sup> このデータは、World Methodist Council の公式サイトを参照。  
<http://worldmethodistcouncil.org/about/> (2014 年 8 月現在)

容を、聖公会、メソジスト教会、両教会を構成するすべての教会、団体に対して検討し、応答することを求めているのであり、その意味では、日本からの応答がこれまでほとんど為されてこなかった点は、残念である。

特筆すべき歴史としては、1947年に発足した南インド教会や、北インド教会、パキスタン教会をはじめとする、諸合同教会の誕生である。これらの諸合同教会には、聖公会とメソジスト教会の伝統も合流しており、それぞれ、アングリカン・コミュニオン、世界メソジスト協議会の双方と連携している。このような先例的経験もまた、聖公会－メソジスト教会の国際対話の基礎的資料となっている。

#### 4 信仰と教理をめぐる

教理的な問題は、当然ながら両教会間の関係発展の上で、基幹的課題となる。聖公会－メソジスト教会国際対話で合意された中心的教理は、以下の通り整理できる。両教会は、すべての創造主、永遠なる父、子、聖霊なる三位一体の神を信じ、主イエス・キリストの救いの働きの中に、真なる神性、人性を見出す。また、聖霊による聖化(sanctifying)と、解放(liberating)の働きを、メソジスト教会のみならず、聖公会も承認している。人間の堕落と贖いの必要性、キリストの贖罪の働き、信仰を通じた義認、キリストの体としての教会、キリストによって制定された洗礼と主の晩餐の sacrament、最後の審判、そして、神の国における永遠なる命への希望、といった諸教理についてもすでに共通理解が存在する、と明記する<sup>27</sup>。

上述した諸教理の合意は、例えば、1978年にヨークで開催された英国教会総会決議において、英国教会は、英国メソジスト教会から、さらなる教理的確証を求めることは必要としない、と決議されたことにも表現されている<sup>28</sup>。また、アイルランドにおいても、アイルランド教会（聖公会）と、アイルランド・メソジスト教会は、アイルランドに限って言えば、これ以上の教理的保証を、

---

<sup>27</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.15.

<sup>28</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.16.

相互に求めることはないと言ってきたが、2002年9月には、「アイルランド教会・メソジスト教会契約」(Church of Ireland and Methodist Covenant)<sup>29</sup>が調印され、着実にフル・コミュニオンへの道を進んでいる。さらに、米国では、米国聖公会(Episcopal Church)、合同メソジスト教会(United Methodist Church: UMC)、並びに、アフリカン・メソジスト監督教会(African Methodist Episcopal Church)<sup>30</sup>、アフリカン・メソジスト・シオン監督教会(African Methodist Episcopal Church Zion)<sup>31</sup>、クリスチャン・メソジスト監督教会(Christian Methodist Episcopal Church)<sup>32</sup>の歴史ある3黒人系メソジスト諸教会<sup>33</sup>は、いずれも米国における教会一致運動である「教会一致協議会」(Consultation on Church Union)が提示する教理的コンセンサスを承認していることも注目すべき事案である<sup>34</sup>。

このような、世界各地における、聖公会とメソジスト教会間合意に共通する諸点は、以下の通りである。①救いに必要なあらゆることを包含するものであり、信仰と生活の規範、究極的基準としての「聖書」を保持する。②使徒信条、並びに、ニケヤーコンスタンティノポリス信条に示された信仰を保持し、礼拝において告白する。③16世紀英国宗教改革の諸原則を承認し、欽定『説教集』(Homilies)、『祈祷書』、『三十九箇条』が有する歴史的証言を尊重する。④『祈祷書』中に記された諸式を、多様な形で適用しつつ使用してきた。⑤現代の両教会の礼拝改革は、共に、「リタージュカル運動」(liturgical movement)の成果に基づいている。⑥メソジスト教会は、ジョン・ウェスレーの『標準説教集』

---

<sup>29</sup> 同契約については、以下を参照のこと。<http://ireland.anglican.org/about/47>  
(2014年8月現在)

<sup>30</sup> 通称、AME。1816年に、フィラデルフィアにおいて、リチャード・アレン(Richard Allen)牧師によって創設された。現在は教会数、約7千、信徒数、約250万人を擁する。

<sup>31</sup> 通称、AMEZ(ion)。1821年に、ニューヨークにおいて結成される。

<sup>32</sup> 通称、CME。1870年に、白人系のメソジスト監督教会の支援により結成。

<sup>33</sup> これらの歴史的3黒人系メソジスト教会に共通する特徴は、メソジストの信仰を基盤としつつ、正義と人権、社会的諸活動、強力な説教、賛美、賛美歌、霊歌を中心とする礼拝形成などにあり、それらは世界的に影響を与えている。

<sup>34</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.16.

(*Standard Sermon*)、『新約聖書注解』(*Explanatory Notes upon the New Testament*)、ウェスレー兄弟の賛美歌を、大切な手がかりとする。それらは、聖書と共鳴するものであると同時に、古代教父時代の伝統と、英国宗教改革の精神とも連動するものである。⑦世界各地で、両教会も含まれた合同教会が誕生しているが、その合同教会における教理諸文書、礼拝諸式の基礎となっているものには必ずと言って良いほど、聖公会、並びに、メソジスト教会からの伝統が継承されている<sup>35</sup>。⑧両教会がそれぞれ特徴的なものとして歴史的に大切にしてきた、特定の教理的強調点を、互いの教会が正確に理解し合うことが重要であり、風刺的な取り扱いを決して許容してはならない。例えば、聖公会は、 sacramentにおける恵みの有効性を強調するが、このことが、メソジスト教会が、 sacramentを、内的、霊的な恵みの外的、可視的しるしであると理解することへの批判となってはならない。メソジスト教会は、「キリスト者の完全」(*Christian perfection*)の教理を説教するが、このことが、聖公会が、「生の聖性」(*holiness of life*)を追求することに対する疑いとなってはならない<sup>36</sup>。

教会論に関しては、両教会共、普遍教会(*catholic church*)の一枝であるという自己理解を持ち、使徒の教えの内に、洗礼を受けた者の共同体として、この世界に福音を宣べ伝え、神を真実に祈り、パンを裂き、共に礼拝し、神の民の群れを整え、養い、聖霊の働きと賜物に対して開かれている、という教会理解を共有する。聖公会とメソジスト教会は、福音に反する分裂がキリスト教の内にあることを認識し、聖霊の導きの下、一致を回復することは、キリストのみ旨に適うものであり、教会のこの世に対する証しを強めるものであると考える<sup>37</sup>。教会は、キリストの体であり、神の恵みのしるしであり、器であり、神の国の先取りである。教会は、キリストの体であるがゆえに、神の教会としての聖性を持つと同時に、人間による共同体としての不完全さをも併せ持つ。神の国の最終的な到来の時まで、唯一(*one*)で、聖なる(*holy*)、普遍的(*catholic*)、かつ使徒的(*apostolic*)な教会であらねばならない。こうした教会論を、聖公会とメソジストは、分かち合うのである。

<sup>35</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.21.

<sup>36</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.23.

<sup>37</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.24.

現代におけるコンテキストの変化が、これまで両教会を分け隔てていた事柄への再解釈を可能としているとも言える。その一つがエキュメニカル運動の進展である。現代エキュメニズムは、主に、「信仰と職制」(faith and order)と、「生活と実践」(life and work)の両領域においてそれぞれ議論が深化してきたが、アングリカンとメソジストの教会間対話においては、その両領域いずれもが重要な主題となってきた。ことに、1982年の『リマ文書』(BEM)の結実をもたらした、いわゆる「リマ・プロセス」(Lima Process)には、聖公会、メソジスト教会は、その最初から中心的な関わりを持ったため、『リマ文書』で合意されている、ほぼすべての論点が、そのまま、聖公会－メソジスト教会間対話の共有点となったのは、必然的なことである。現代社会において進行する世俗主義や唯物主義の中で、いかに福音を宣べ伝えるか、ということにおいて、聖公会とメソジストが、分たれるのではなく、むしろ協働すべきであり、この地上での正義・平和・いのちを守り、確立するために、両教会は共に歩むべきであることは、ある意味で喫緊なる要請として受けとめられてきた。

また、聖公会、メソジスト、両教会に属する神学者による、聖書学、教会史、組織神学、宣教学、牧会学等への貢献も、両教会が、共通の源泉、権威理解を持つ上で大きな働きをしている。さらには、現代の「リタージカル運動」が果たした役割も重要なものがある。リタージカル運動の影響を受けつつ、両教会は共に、聖書と古代教会の実践を基礎としながら、礼拝理解を刷新するが、その過程で、必然的に両教会の礼拝実践の共有要素が増大していったのである<sup>38</sup>。

聖公会とメソジスト教会は、共に、英国において、ケルト・キリスト教、ベネディクト修道会を中心とする、ローマ・カトリック教会を源流とする伝統を共有している。16世紀英国宗教改革は、福音を新たなコンテキストにおいて理解し、18世紀には、アングリカン内に、多様な形で、福音主義のリヴァイヴァルが起こるが、その中の一つが、「国中に聖書の聖性を広める」ことを呼びかけた、メソジストの流れが含まれるのである。

その後、聖公会、メソジスト教会の双方から、世界中に宣教師が派遣される

---

<sup>38</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.28.

ことになる<sup>39</sup>。両教会の宣教は、ことに、アジア、アフリカにおいて結実、発展する。それぞれの宣教地では、聖公会、メソジストの宣教師たちが様々な形で協力、連携した。また、聖公会とメソジストは、北米におけるリヴァイヴァル運動、信仰覚醒運動の中でも重要な働きを担った。聖公会とメソジストは共に、福音は、キリストを言葉と行いの双方で告白するように招くことを承認している。ジョン・ウェスレーとウィリアム・ウィルバーフォース(William Wilberforce)は、共に、奴隷制度撤廃運動に取り組んだ。アングロ・カトリック、福音主義のそれぞれが、世界各地における都市・農村の貧困問題に対して果たした貢献は大きい。

## 5 両教会の職制論と歴史的な主教職理解をめぐって

職制理解をめぐっては、聖公会とメソジスト教会は、まず、この世での、イエス・キリストの奉仕職と宣教に参加するのは、すべての「神の民」であることを確認する<sup>40</sup>。この招きにおいて、聖霊なる神は、すべての人々を、キリストを通して、父なる神が栄光を与える聖なる共同体へと導く。宣教への招きとは、三位一体なる神を共に礼拝し、社会と個々の人間の変革を促す、ということでもある。このように、両教会が考える宣教とは、悔い改めへの招きでもあり、キリスト者の一致への招きでもある。

聖公会とメソジスト教会は、共に、「洗礼」を、復活のキリストと交わる sacrament であると認識している。洗礼によって、世界でのキリストの宣教に参加するように招かれる。洗礼に与った者は皆、キリストの祭司的働きに連なり、「神の民」として、使徒的任務を継承する。この共通理解は、『リマ文章』の理

---

<sup>39</sup> 聖公会の海外宣教を主に担ったのは、英国教会からの、「教会宣教協会」(Church Missionary Society: CMS)、「福音伝播協会」(Society for the Propagation of the Gospel: SPG)、米国聖公会、カナダ聖公会である。CMS は福音主義的、SPG、米国聖公会はカトリック的傾向が強い。カナダ聖公会は両者の流れを包含していた。英国、米国以外のアングリカン・コミュニオン各管区は基本的に、いずれか単一の組織体によって宣教されるが、日本聖公会は、これら 4 組織すべてによって宣教された極めて特徴的な歴史を持つ。

<sup>40</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.39.

解ともそのまま連動している<sup>41</sup>。

聖公会とメソジスト教会は、教会が祈り働くために必要とされるすべてのものは、神から与えられると認識している。洗礼において、すべての民は、キリストの働きに参与するように招かれているが、「按手」によって、洗礼を受けた者の内のある人々は、特別な働きを委ねられている。ことに、正しくみ言を説教し、 sacrament を執行する職務は重要なものである。ジョン・ウェスレーは、教会職制(ecclesiastical order)の目的は、「魂を、サタンの力から神へといざない、その畏れと愛の内に魂を据えること」にあると言う<sup>42</sup>。按手された奉仕職は、決してそれ自体が目的ではない。そうではなく、あくまでも、教会の内で、教会のために奉仕する職務であることを、両教会は、共通理解とするが、これもまた『リマ文書』における理解と重なっている<sup>43</sup>。アングリカン・コミュニオンにおいては、「按手」は常に主教によって為されるが、メソジスト教会においては、「年会」(Conference)の権威の下に行われる。

リチャード・フッカー(Richard Hooker)とジョン・ウェスレーは、キリスト教共同体において多様な職制形態が存在してきたこと承認することで共通している。メソジストにおいても事実、多様な職制が発展していった。地域社会を配慮し、養うための説教者、牧者としてのウェスレーとの繋がりの中で、信徒の賜物の発揮も求められていった。このメソジスト内での進展は、聖公会の伝統的な職制形態に対する対抗ではなく、他の、長老派や会衆派のような、いわゆる「聖書に示された形」をことさら強調しようとしたものでもない。メソジストでの職制形態の発展は、教会が成長していく中で必要性に、応答するプロセスにおいて生み出されていったものなのである。

この多様なメソジストの職制形態の一つが、「監督(主教)職」(episcopacy)である、という点は注目されるべきである。主教(bishop)、司祭(presbyter, priest)、執事(deacon)という「歴史的三聖職」は、聖公会にとっては慣れ親しんだ職制形態であるが、北米の一部メソジスト教会なども、明確な三聖職位制を採用している。一方で、英国、アイルランド地域のメソジスト諸教会は、三

---

<sup>41</sup> *Baptism, Eucharist and Ministry*, Ministry, para.34.

<sup>42</sup> 1746年6月25日付け、ジョン・スミス(John Smith)宛て手紙。

<sup>43</sup> *Baptism, Eucharist and Ministry*, Ministry, para.39.

重の聖職位を有しておらず、原則として、長老と執事のみであり、教会会議によって統治され、議長は長老が努めている。英国メソジスト教会とドイツのメソジスト教会は、英国教会およびドイツ福音主義教会(EKD)と良い関係を持っており、すでに 20 年以上前に設定された、英国教会との一致のスキームがあり、英国メソジスト教会は、統合された際には、歴史的エписコペートを再受容する用意があることを宣言している。英国やその他地域でのメソジストは、基本的に、「年会」、「総会」(General Conference)、「部会」(District)、「教区」(Circuit)といった教会組織機構全体(Connexion)が、実質的に、「エписコパシー」を担ってきたと言える。

『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』では、エписコペーについて、18 世紀以降、両教会がどのように考えてきたかについて、以下のように整理している。「ジョン・ウェスレーが存命中は、メソジストの群れは英国教会内に留まっており、聖公会の礼拝にも出席し、聖公会聖職からサクラメントを受け取っていた。ウェスレー自身も聖公会聖職としての自覚を持ちつつも、米国やその他地域での正しいみ言の説教とサクラメントの執行のために、必要に迫られて、自らの手による按手を行った。英国教会の長老(presbyter)であるという認識の中で、自らを、特別な召命による『聖書の監督』(scriptural episcopos)と理解し、緊急的狀況の中で、ウェスレーは、トマス・コーク(Thomas Coke)と、フランシス・アズベリー(Francis Asbury)の 2 名を『総理』(superintendent)として任じ、米国に派遣した。彼らが、英国においてウェスレー自身が担っている監督的働きを、米国においても行なえるようにするためであった。ウェスレーは同時に、他の 2 人の者を、執事職に按手し、その後、長老職(elder)に按手して、北米宣教のために派遣した。米国においては、この『総理』(superintendent)は後に、『監督／主教』(bishop)として認識されるようになった」<sup>44</sup>。

ジョン・ウェスレーが宣教活動を始めた当時、米国には聖公会主教は一人もいなかった。英国教会は、独立した米国人であるサミュエル・シーベリー(Samuel Seabury)の主教聖別を承認しなかった。ウェスレー自身も、米国宣教においてはメソジストの群れが、英国教会のシステムの中に存するとは認識し

---

<sup>44</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.60.

ていなかったと思われる。しかし、ウェスレーは、アングリカンの伝統に繋がる司祭というアイデンティティを持っており、聖書と古代教父の教えを重要視していた。ウェスレーは、やはり聖公会司祭であったトマス・コークを「総理」(superintendent)として1784年9月に派遣。コークは、1784年のクリスマスの日に、「メソジスト監督教会」(Methodist Episcopal Church)を設立した。それ以来、米国のメソジスト教会において、「按手」によるエписコパルな職務の絶たれない継承と、長老、執事のエписコパルな按手が守られている。

ウェスレーが指示した米国におけるメソジスト職制名称は、“bishop”ではなく“superintendent”であり、“priest”“presbyter”ではなく“elder”であった。ここに、ウェスレーのエписコパシー理解の厳密さ、注意深さが窺える。1787年の「年会」で、superintendentは、“bishop”へと名称変更されることが決議されたが、この米国メソジストにおける職制名称の変更に対して、ウェスレー自身は大いに不満であった。ヨーロッパ大陸、米国等でのメソジスト教会は、現在、合同メソジスト教会(United Methodist Church: UMC)として展開されており、それぞれのUMCには「監督／主教」(Bishop)がおり、世界大の監督(主教)会議のメンバーを構成している。

英国においては、1784年に、ウェスレーは、「リーガル・ハンドレッド」(Legal Hundred)と呼ばれる100名の説教者からなる巡回説教者団を選び、事実上、ウェスレー自身が自認していたエписコパーをも後継させることを提示した『宣言証書』(Deed of Declaration)を作成した<sup>45</sup>。1836年の年会において、メソジストは、教会として英国教会から分離し、独自に、祈りと按手によって巡回説教者を任じることを決定するに至る。この時点で、聖公会とメソジスト教会は、互いに異なる「教派」となったことを確認し、厳しい断絶の時代に入る。

『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』では、このような両教会の歴史的断絶に至る経緯を確認しつつも、現代において、聖公会とメソジスト教会は、相互の職制の有効性を承認することが可能であると結論づける<sup>46</sup>。

---

<sup>45</sup> Cf. *Statement and Reports of the Methodist Church on Faith and Order Vol.2* (Peterborough: Methodist Publishing House, 2000)p.386.

<sup>46</sup> *Sharing in the Apostolic Communion*, para.70.

「私たちは、歴史的主教職(historic episcopate)が、教会の連続性、一致、普遍性(catholicity)の一つのしるしであると考えている。私たちは、信仰、宣教、サクラメンタルな生において、互いにより完全な交わり (fuller communion)に入り、歴史的主教職が、再び、私たちすべてにとって、按手された奉仕職が正しく継承されるための一つの要素となることを、期待するものである。ジョン・ウェスレー自身は、この問題を重要に考えていた。私たちは、このプロセスが、メソジスト教会に属する人々によっても、それぞれの形で理解されてきたことを認める。事実、年会(Conference)の内に、200年以上に亘って、人格的な監督的職務が維持されてきたし、その主教職の監督性は、年会自体によって実践されてきたのである。私たちは、教会の使徒性の内に、歴史的主教職と、共同体的(corporate)、会議性的(conciliar)エписコペーを含む、多くの賜物を分かち合ってきたことを承認する。」

『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』は、エписコパシー、歴史的主教職が、いわゆる人格的、独一的「主教」によってのみ行使されるのではなく、「同僚的」(collegial)、「共同体的」(communal)な形態によっても担われてきたという理解を、『リマ文書』、『ボルヴォー共同声明』等を引用しながら説明する。その上で、聖公会はもちろんのこと、メソジスト教会においても、それぞれの各メソジスト教会において、歴史的主教職が、実は、「人格的」(personal)、「同僚的」(collegial)、「共同体的」(communal)に執行されてきたことを確認する。

ここで、アングリカニズムが、エписコパシーをどのように理解してきたかについて、簡単に整理しておきたい<sup>47</sup>。現代アングリカニズム職制論を論じる『ヴァージニア・レポート』<sup>48</sup>は、「宗教改革時に主教団すなわち、同僚的かつ

---

<sup>47</sup> 西原廉太『聖公会の職制論』（聖公会出版、2013年）、38,39頁、参照。

<sup>48</sup> *The Virginia Report*: アングリカン・コミュニオンの神学教理委員会が、1998年ランベス会議に向けて発行した、教会論、職制論をめぐる考察。“The Virginia Report,6.20,” *Being Anglican in the Third Millennium- The Official Report of the 10<sup>th</sup> Meeting of the Anglican Consultative Council-* ( Harrisburg: Morehouse

会議的な主教団によって行使された監督の職務（エписコペー）の継続は、現在のエキュメニカルな文献の中では、監督という奉仕の職務の「人格的」（personal）、「同僚的」（collegial）、「共同体的」（communal）な執行の仕方として述べられている。その職務のこれらの諸形態は聖公会に属する者を共に識別し検討する共同体に包含する助けとなる<sup>49</sup>とする。また、「相互依存、責任、及び識別からなる監督する（エписコペー）職務は、教会の使命と職務のあらゆるレベルにおいて基本的なものであり、また教会の福祉のために、あらゆるレベルにおいて人格的、同僚的かつ共同体的に行使されなければならない。一人の主教の権威は、教会共同体及び全人類の共同体との一致のいずれをも含み、それらの共同体から隔離されることはない」とした上で、「人格性」「同僚性」「共同体性」のそれぞれを説明している<sup>50</sup>。キリストが神の民の中に臨在されていることを最も効果的に証示することができるのは、主に仕える教会を集めるために叙任された「個人」としての主教職である。主教は、教区において司祭やその他の奉仕職に任じられた人々と、「同僚的」な関係に参与する。主教はまた、地方の教会や共同体の関心を、より広範な教会や共同体に向けて代表し、より広範な教会や共同体の関心や決定をそれぞれの地方の共同体に持ち帰る職務を、同じ管区の他の主教と「同僚的」に分かち合う<sup>51</sup>。「共同体的」な関係において、主教は職務を持つ人々、あるいは地方の教会で責任を持つ人々の代表と会合する<sup>52</sup>。

これらのエписコパシーに含まれる人格的、同僚的、共同体的職務は、実際には聖公会の「教区会」を基本とする教会のシノディカル（議会的）な運営の

---

Publishing, 1997)p.277. (邦訳：『ヴァージニア・レポート－聖公会の信仰と組織－』興石勇訳（聖公会出版、1997年）。

<sup>49</sup> *The Virginia Report*, 3.21, op.cit.p.247.

<sup>50</sup> *Ibid.* 5.5-15, pp.266-268.

<sup>51</sup> ランベス会議や、首座主教会議はこの「同僚性」を広く表現するものである。

<sup>52</sup> 世界レベルでのアングリカン・コミュニオンにおける「共同体性」を表現する機能として全聖公会中央協議会(ACC)が存在する。1998年ランベス会議をはじめ、事ある毎に、首座主教会議はACCと密接かつ有機的關係を維持しなければならない、と勧告されるのは、「同僚的」かつ「共同体的」なエписコパシーを十全に行使するためである。

中で担われる。アングリカニズムの特質の一つとして、「教区会の中の主教職」という神学を挙げることができよう<sup>53</sup>。立法的権威は「主教会」にではなく、あくまでも「教区会」にある。教区会は、管区総会に対しても基本的に優先し、ランベス会議、首座主教会議、全聖公会中央協議会（Anglican Consultative Council: ACC）は立法的力をまったく有していない。これらの諸会議に立法的権威を持たせないということが、まさにアングリカニズムの「決断」に他ならない。中央集権的な統治形態を一切排して、聖書・伝統・理性を軸とした「分散された権威」（dispersed authority）において一致を追求する神学である。こうしたシステムは、乱雑で非効率的だと他教派から批判されることもあるが、むしろ聖職位が本来有している sacramental な性格にアングリカニズムは忠実であると見るべきであろう<sup>54</sup>。「教区会」の中では主教団、司祭団、信徒団がそれぞれ相互に依存し、相互に責任を持つ<sup>55</sup>。アングリカン・コミュニオンにおける教区会の信徒代議員は、基本的に地方会衆によって選挙されるのであって、主教や教区会が指名するのではない。これは、*consensus fidelium*（信徒の同意）原則の発露でもある。つまり、アングリカニズムにおけるエписコパシー理解においては、独一的主教制、長老制、会衆制それぞれの要素がダイナミックに融合していると言える。この理解には、首位性（primacy）と会議性（conciliarity）が、相互補完的に作用し合うエписコパシーの性質もまた示されているのである。

アングリカニズムは、このように、エписコパシーとは、教区民、神の民全体で担い、分かち合うものであると認識するが、最近のアングリカン・コミュニオンでは、「エписコパル・リーダーシップ」をいかにして協働的に教区教会全体で分かち合うかが、どこの管区においても議論され、試行されている。人格的主教を中心にして、主教「職」を担い合う道を模索し続けることが求めら

<sup>53</sup> Cf. K.S.Chittleborough, “Towards a Theology and Practice of the Bishop in Synod,” *Authority in the Anglican Communion* (Toronto: Anglican Book Centre, 1987)p.156.

<sup>54</sup> *Ibid.*, p.164.

<sup>55</sup> こうした会議性は、国教会である英国教会ではなく、海外の聖公会諸管区において発展した。英国教会で、信徒が教区会における法規上の権利を得たのは1965年のことである。

れている。主教とはエписコパシーの〈アンカー・パーソン〉であると言われる<sup>56</sup>。主教と共に走り、あるいはバトンを繋いでいくのは、聖職、信徒すべてを含めた一人ひとりに他ならない、という理解である。

1998年ランベス会議におけるエキュメニズムのセクションは大変な活気を呈した。その会議での議論の過程で、一種キーワードのように頻出されたのが、前述した「シカゴーランベス四綱領」(The Chicago-Lambeth Quadrilateral)である。このシカゴーランベス四綱領は、20世紀においても実際にさまざまなエキュメニカル対話の規範、原則として有効に機能してきた。南インド、北インド、パキスタン、スリランカの各合同教会成立の際には、教会合同の条件としてシカゴーランベス四綱領が位置づけられたこと等はその端的な例である。ことにエписコパシーの問題を扱った第4項は重要であり、1998年ランベス会議では、シカゴーランベス四綱領に関してこのような決議が為された。「<1998年ランベス会議／決議IV・2号：シカゴーランベス四綱領>本会議は、①シカゴーランベス四綱領(1888年)が、聖公会が教会の十全かつ可見的一致を求める上での基盤であることを再確認する。そしてまた、同綱領が、聖公会の一致とアイデンティティを表明するものであることを認める。②エキュメニカルな対話と経験が、四綱領のそれぞれの要素のより深い理解へと導いたことを認める。それには、使徒性、司牧的監督性(エписコペー)、主教職、歴史的主教制、それぞれの重要性が含まれる。③教会の十全かつ可見的一致の探究に対する四綱領の貢献についての継続的な考察を推奨する。特に、あらゆるレベルで、人格的、同僚的、共同体的な形で働く監督の共通なミニストリーの可見的一致における役割についての考察を推奨する」<sup>57</sup>。

この中でも確認されている通り、エキュメニカル対話の経験<sup>58</sup>がアングリカ

---

<sup>56</sup> F.H.Borsch, "Apt Teachers: Bishops as Teachers and Theologians," *Anglican Theological Review*, Vol LXXIX (Illinois: Corporation of the Anglican Theological Review, 1997) p.195.

<sup>57</sup> 『1998年ランベス会議決議書』、IV・2。

<sup>58</sup> この中には、ローマ・カトリック教会、ルーテル諸教会との対話の他に、世界教会協議会(World Council of Churches: WCC)信仰職制委員会『洗礼・聖餐・職務』(*Baptism, Eucharist and Ministry*, 1982年)の作業、メソジスト教会、改革派諸教会、バプテスト諸教会、東方・アッシリア教会、正教会、正教会系オリエント教会、復古カトリック教会、モラヴィア教会、ペンテコステ諸教

ニズムのエピスコパシー理解をさらに深め、エピスコパシーの人格的、同僚的、共同体的性格が明らかにされることによって、ノン・エピスコパルな教会にも教会全体として継承されているエピスコパシーをアングリカンは承認することができるのである<sup>59</sup>。この地平から、とりわけルーテル諸教会とのフル・コミュニケーションを目指した対話が飛躍的に前進した。『ポルヴォー共同声明』の神学的基盤となった、英国教会とドイツ福音主義教会間で1988年に締結された『マイセン共同声明』では、エピスコパシーに関して以下のように確認している。「私たちは、人格的、同僚的、かつ共同体的な形で担われる牧会的監督（エписコペー）の奉仕職は、教会の一致と使徒性を証言するために不可欠であり、守るべきものであることを確信する」（V・9）<sup>60</sup>。「私たちは、人格的、同僚的な監督（エписコペー）は、私たちの教会において、エピスコパル、ノン・エピスコパルといった多様な形で体系化され、実践されていることを承認する。それらは使徒的生活、宣教、奉仕職における教会の一致と継続性の可視的しるしである」（VI・17）<sup>61</sup>。エピスコパシーに関して、ルーテル教会等とここまで合意できるということは、実質的にはシカゴーランベス四綱領の4項目すべてについて合意できることを意味しており、少なくともアングリカニズムの側からは、ルーテル教会とのフル・コミュニケーションを妨げる条件は、神学的には、もはや何も見出せないと言っても過言ではない。

このことは、聖公会－メソジスト教会間関係においても、ほぼそのまま適用可能である。このような、エピスコパシー理解に立つ時に、メソディズムの「年会」や「総会」、「部会」、「教区」などによる教会組織機構(Connexion)は、確かに、「同僚的」、「共同体的」エピスコパシーを担い続けてきたのであり、またそのシステムの中で、表現は個々のメソジスト教会において異なるにしても、「監督（主教）」(Bishop)や「議長」等々の働きにおいて、「人格的」なエпис

---

会等との対話が含まれる。

<sup>59</sup> 実際には初期アングリカン神学者たちの多くが、ルター派の監督を、歴史的な主教制の内にはないものの、主教職と「同等」のものとして見なしていた。Cf. R.Newton Flew and R.E.Davies, *The Catholicity of Protestantism* (London:SPCK,1950).

<sup>60</sup> 『マイセン共同声明』西原廉太訳（『エキュメニカル情報』21号）（日本エキュメニカル協会、1997年）22頁。

<sup>61</sup> 同書、24頁。

コパシーも存在し続けてきた、と承認できるのである<sup>62</sup>。ルーテルとアングリカンの対話において、北欧の諸ルーテル教会は、接手による歴史的使徒継承性が保証された歴史的エписコパシーを現在も保持し続け、米国福音ルーテル教会は米国聖公会とのフル・コミュニオンに入るにあたり、原則として、ルーテルの bishop も、歴史的使徒継承の内にある bishop、3 名以上の接手によって、歴史的主教職を回復するという決断を行っている。この歴史的主教職をめぐる問題が、今後の、聖公会－メソジスト教会間対話の重要な論点となっていくであろう。

## 6 進捗する聖公会－メソジスト教会間対話

最後に、『使徒的コミュニオンにおける分かち合い』での確認事項を基礎として、その後、着実に積み上げられてきた、聖公会－メソジスト教会間対話を概観しておきたい。

英国においては、英国教会(*Church of England*)と英国メソジスト教会(*British Methodist Conference*)が、2000年12月に『聖公会－メソジスト教会共同声明』(*Common Statement*)を公表、さらに、2003年11月1日には、「聖公会－メソジスト教会契約」(*An Anglican-Methodist Covenant*)が正式調印された。「聖公会－メソジスト教会契約」は、2002年6月に開催された英国メソジスト教会年会で、各部会、教区会で意見を求めることを賛成多数で可決、2002年7月に開催された英国教会総会で、各教区に見解を求めることを、やはり賛

---

<sup>62</sup> 英国、米国、カナダ等々の各メソジスト教会によって、「人格的」「同僚的」、「共同体的」エписコパシーの執行方法、位置づけ、連関性の形態は歴史的に異なる。この点については、林牧人「日本メソヂスト教会における監督制の背景－メソジズムにおける episkope の実践－」(『ウェスレー・メソジスト研究』第2号、日本ウェスレー・メソジスト学会、2001年9月)に詳しく論じられている。林によれば、日本メソヂスト教会は、エписコペーの継承については、その教会統治全体の中で、とりわけ、年会、部会における集团的(collegial)なエписコペー実践の中に明確に表現され、その上で監督は、エписコペー継承の象徴としての機能を持ち得、まず監督ありきではなく、集团的なエписコペーが先行する、と分析している。

成多数で可決されている。2003年7月に、英国メソジスト教会年会と英国教会総会の双方が開かれ、両教会の意見集約の結果、「聖公会－メソジスト教会契約」の調印へと進めることが決定された。2003年11月1日、ローワン・ウィリアムズ(Rowan Williams)、カンタベリー大主教、デイヴィッド・ホープ(David Hope)、ヨーク大主教、ニール・リチャードソン(Neil Richardson)、英国メソジスト教会年会議長によって、英国女王、エリザベス2世の臨席のもと、歴史的な「聖公会－メソジスト教会契約」は調印されたのである。

「聖公会－メソジスト教会契約」前文では、過去の分裂という人間的罪を告白した上で、両教会は歴史、使徒的信仰、教会の本質と宣教、奉仕職と監督性、完全な可見的一致(full visible unity)についての神学的理解を共有していることを宣言する<sup>63</sup>。本文は、7つの「確認」(affirmations)と、6つの「誓約」(commitments)からなり、その内容は以下の通りである。

#### 「確認」(affirmations)

- ①私たちは、互いの教会が、真の教会として、唯一(one)で、聖なる(holy)、普遍的(catholic)、かつイエス・キリストの使徒的(apostolic)な教会に属していることを確認する。また、互いの教会が、神の民全体の使徒的宣教に真に参加していることを確認する。
- ②私たちは、両教会において、神のみ言が正しく説教されており、洗礼と聖餐の sacrament が正しく執行され、祝われていることを確認する。
- ③私たちは、両教会が、言葉と生において、聖書の中で啓示され、エキュメニカル信条の中で明らかにされた使徒的信仰を告白していることを確認する。
- ④私たちは、互いの教会の按手された奉仕職、信徒奉仕職が、神の恵みの器(instruments)として、神によって与えられたものであることを確認する。それらの奉仕職は、信仰、希望、愛の内に神の民を立て、み言、sacrament、牧会的配慮、そして、この世界における神の宣教を分かち合うため

---

<sup>63</sup> 「聖公会－メソジスト教会契約」(An Anglican- Methodist Covenant)参照。  
<http://www.anglican-methodist.org.uk/index.htm> (2014年8月現在)

に働くことを確認する。

- ⑤私たちは、互いの教会の按手された奉仕職が、聖霊による内的な召命と、教会を通して、キリストの委任(commission)を有していることを確認する。
- ⑥私たちは、両教会が、会議性的(conciliar)、組織機構的(connexional)教会として形成されていることを確認する。また、両教会において、多様な形態で、「共同体的」(communal)、「同僚的」(collegial)、「人格的」(personal)なエписコペーが実践されていることを確認する。
- ⑦私たちは、時空を越えた、教会の交わり(communion)の、可視的なしるし(sign)と器(instrument)としての主教制的監督(episcopal oversight)の原則についての基本的合意が、両教会間に存在することを確認する。

#### 「誓約」(commitments)

- ①私たちは、両教会の組織的一致に向けて、残された諸障壁を克服するために、まずもって協働することを誓約する。それは、キリストの教会の完全な可視的一致(full visible unity)のための道である。とりわけ、私たちは、両教会の、より完全な可視的一致が、統一された、交換可能な職制を可能ならしめることを期待する。
- ②私たちは、より深い次元での、共通の生と宣教を実現し、それぞれの伝統に特有な貢献を分かち合い、困窮する世界の中で、あらゆる領域において、証しと奉仕をより密接に協力しながら担っていくことを誓約する。
- ③私たちは、引き続き、互いの教会で洗礼を受けた者たちの、私たちの教会の交わり(fellowship)、礼拝と宣教への参与を歓迎することを誓約する。
- ④私たちは、それぞれの教会の規定に従いながら、「ユーカリスティック・ホスピタリティ」(Eucharistic hospitality)を含む、ユーカリストの分かち合いの形を奨励することを誓約する。
- ⑤私たちは、とりわけ、教会としての私たちの関係に影響を与える諸領域において、互いに耳を傾け合い、それぞれの関心を考慮し合うことを誓約する。
- ⑥私たちは、引き続き、完全に統一された監督の奉仕職へと向かう中で、協議と意識決定の共有を含めた、合同の諸構造を発展させ、「共同体的」

(communal)、「同僚的」(collegial)、「人格的」(personal)な監督職を分かち合うことを誓約する。

英国教会とメソジスト教会は、この「聖公会－メソジスト教会契約」の調印と同時に、「合同履行委員会」(Joint Implementation Commission: JIC)を発足させ、「契約」が文言上の合意に留まることがないようにモニターし、契約内容の履行を促進する仕組みとした。JICは、契約締結後、2003年から2008年までと、2008年から2013年までの2期に亘って継続され、2013年9月には、「聖公会－メソジスト教会契約」10年を記念しつつ、『契約の挑戦－宣教と聖性における一致／英国メソジスト教会と英国教会間の契約に基づく、合同履行委員会による第2、5年期報告(2013)』(*The Challenge of the Covenant- Uniting in Mission and Holiness / The Second Quinquennial Report (2013) of the Joint Implementation Commission under the Covenant between the Methodist Church of Great Britain and the Church of England*)を公表している<sup>64</sup>。同報告は、実に133頁に及ぶ膨大なもので、この10年間で、実際に両教会間で実施された、教育、倫理的活動、宣教、神学教育等々の領域を含めて、さまざまな取り組みの具体的報告と評価を中心に纏められている。英国全土で、533地域での協働関係が、両教会間で結ばれていることを評価する一方で、両教会間の如何ともし難い「文化」の違いゆえの、齟齬や誤解、フラストレーションなどがあることを率直に認めて、さらなる相互理解醸成のために必要な課題についても詳述している。

2007年10月30日から11月1日にかけて、ロンドンのウェスレーズ・チャペルで、「聖公会－メソジスト教会国際協議会」(Anglican – Methodist International Consultation)が開催された<sup>65</sup>。『使徒的コミニオンにおける分かち合い』の公刊から11年を経て、その間、着実に、聖公会とメソジスト教

---

<sup>64</sup> 同報告原文は以下のサイトから全文ダウンロードできる。

<http://www.anglican-methodist.org.uk/> (2014年8月現在)

<sup>65</sup> 同国際協議会については、以下を参照のこと。

[http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/methodist/docs/amir\\_2007.cfm](http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/methodist/docs/amir_2007.cfm) (2014年8月現在)

会の教会間対話が各地で進展していることを確認するものとなった。とりわけ、英国における、英国教会と英国メソジスト教会の「聖公会－メソジスト教会契約」、アイルランドにおける、アイルランド教会とアイルランド・メソジスト教会間の、「アイルランド教会・メソジスト教会契約」(Church of Ireland and Methodist Covenant)<sup>66</sup>、米国における、米国聖公会と合同メソジスト教会(UMC)間での、ユーカーリストの分かち合いをめぐる暫定合意などに焦点が当てられている。

同協議会では、世界メソジスト協議会の「エキュメニクスと対話常置委員会」(Standing Committee on Ecumenics and Dialogue)と、アングリカン・コミュニオン合同常置委員会に対して、「宣教における一致のための聖公会－メソジスト教会国際委員会」(Anglican – Methodist International Commission for Unity in Mission: AMICUM)の設立を提言した。両コミュニオンが、使徒的信仰を共に告白し、神の宣教に共に参与することを確認した上で、同国際委員会の目的は、キリスト教会の完全な可見的一致に貢献する、あらゆるレベルでの、聖公会とメソジスト教会の可見的一致を促進させることにある、とされた。具体的には、世界各地での、聖公会とメソジスト教会間の対話と協働をモニターすること、可見的一致のための神学的省察、礼拝諸式、ガイドラインやプロトコルを提示し、和解のモデルを提案すること、等が挙げられている。ことに、職制については、第一段階として、両教会の奉仕職と sacrament の正当性を互いに承認し合い、第二段階として、按手された奉仕職の相互交換のための公式的な道筋を示すことが、同国際委員会の主要課題とされた。その際に、両コミュニオンで統一的な基準を設定するよりも、各地域のコンテクストに十分配慮したあり方の多様性について、十分に留意することが求められている。さらには、聖公会－メソジスト教会、両コミュニオンの共同の意思決定機構の検討も、協議事項として設定された。信仰、職制、倫理、宣教の各領域において、多様性がどこまで許されるのか、についても精査が求められた。また、「宣教における一致のための聖公会－メソジスト教会国際委員会」には、ルーテル世界

---

<sup>66</sup> 同契約については、以下を参照のこと。<http://ireland.anglican.org/about/47>  
(2014年8月現在)

連盟(LWF)、教皇庁キリスト教一致推進評議会(PCPCU)からもオブザーヴァーを迎えることも確認されている。

「宣教における一致のための聖公会—メソジスト教会国際委員会」(AMICUM)は、その後、毎年1回、2013年までに5回に亘って開催された。第2回 AMICUM は、世界メソジスト協議会のホストで、英国、バース(Bath)近郊のアメルダウン・センター(Ammerdown Center)を会場に、2010年2月19日から26日にかけて行われた<sup>67</sup>。同委員会では、ことに、世界各地の合同教会や、歴史的黒人系メソジスト諸教会の歩みに、より学ぶことの必要性が確認されている。第3回 AMICUM は、2011年2月11日から17日にかけて、アングリカン・コミュニオンのホストで、南アフリカ、ケープタウンで開催された<sup>68</sup>。同委員会では、南アフリカでのアパルトヘイトからの解放と和解のプロセスに学びつつ、両教会間にある教派的分断の傷と課題をいかに癒していくかが議論された。特に、按手された奉仕職とエписコペーの交換可能性について協議が深められた。また、南インド、北インド合同教会の経験に聞き、さらに、米国、英国、アイルランド、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアで、聖公会と、メソジストの伝統も合流した諸合同教会(united/uniting church)との対話についても大きな関心が払われた。第4回 AMICUM は、世界メソジスト協議会のホストで、2012年2月10日から16日にかけて、米国、メリーランド近郊の、ボン・セコーズ・スピリチュアルセンター(Bon Secours Spiritual Center)で開催された。同委員会では、とりわけ、米国聖公会と米国 UMC のフル・コミュニオンに向けた対話の成果を共有した。また、引き続き、両教会におけるエписコパシーについて協議を重ねた。最終回となる、第5回 AMICUM は、2013年2月22日から3月1日にかけて、アングリカン・コミュニオンのホストで、ジャマイカのオコ・リオス(Ocho Rios)で開催された。同委員会

---

<sup>67</sup> 第2回 AMICUM については、以下を参照のこと

[http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/method/docs/communique\\_2010.cfm](http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/method/docs/communique_2010.cfm) (2014年8月現在)

<sup>68</sup> 第2回 AMICUM については、以下を参照のこと。

[http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/method/docs/AMICUM\\_2011\\_Communique.pdf](http://www.anglicancommunion.org/ministry/ecumenical/dialogues/method/docs/AMICUM_2011_Communique.pdf) (2014年8月現在)

は5年間のAMICUMの成果をまとめ、報告書を作成することが確認され、委員会名称にもあるように、両コミュニオンが、いかに神の宣教のために協働できるかに強調点を置きつつ、諸成果、諸課題を整理することが決められた。報告書は、2014年中に公表される予定である。また、同委員会は、世界メソジスト協議会、アングリカン・コミュニオンに対して、世界各地での聖公会－メソジスト教会間対話と協働をより促進させるための、「聖公会－メソジスト教会国際調整委員会」(Anglican-Methodist International Coordinating Committee)の新たな設置を提案している。

## 7 おわりに

2003年11月1日に行われた英国聖公会と英国メソジスト教会による「聖公会－メソジスト教会契約」の調印式は世界の教会史上においても画期的な出来事であると同時に、式典としても、実に印象深いものであった。式の前半は、ロンドン、ウェストミンスター・セントラルホールで行われ、途中、一旦中断し、参列者は皆、道を隔てた向かい側にある、英国教会のウェストミンスター・アビーに歩いて移動して、式の後半が続けられた。ウェストミンスター・アビーでは、英国メソジスト教会のニール・リチャードソン、年会議長が説教の中でこう語った。「ウィリアム・テンプル(William Temple)大主教は、教会とは、未だそこに属する者とはなっていない人々のためにあるのだ、と語ったことで記憶されている。ジョン・ウェスレーは、この世界が自分にとってのパリッシュだと宣言した。教会の関心は、私たち両教会の関心は、それゆえに、私たちの境界線をも越えて広がっていくのである」<sup>69</sup>。メソジスト・セントラルホールで、ローワン・ウィリアムズ、カンタベリー大主教は、ジョン・ウェスレーが、私たちに、福音を生きることを意味を教えてくださいましたことを感謝し、さらに、このように証した。「この200年の分断にあっても、私たち両教会は、この分断が無ければ、決して学び、受けとることがなかった賜物

---

<sup>69</sup> フル・テキストは以下を参照のこと。

<http://www.anglican-methodist.org.uk/methsermon.htm> (2014年8月現在)

を受け、多くを学んできた」と、むしろ言うべきなのではないか。今、私たちが、再び、共に成長していこうとする重要な歩みを始めるこの時に、私たちは、この200年間、無駄に過ごしたと呟き、もう一度振り出しに戻れたならなどと思いを煩うべきではない。この隔たれた年月の中で、私たちは皆、今、傲慢と不満という隔ての遺物を克服するために共に働こうとする兄弟姉妹として、私たちが互いに分かち合いたいと熱望する、キリストとその王国について見出してきたのである」<sup>70</sup>。

さて、このように、世界で進展する、聖公会－メソジスト教会間対話であるが、私たち、日本のコンテキストでの可能性をもぜひとも模索したいところである。日本聖公会と、日本におけるメソジスト教会の伝統に連なる諸教会、諸グループとの間での対話を可能とする何かしらのスキームが今後、検討されることを期待したい。

(立教大学副総長・日本聖公会中部教区司祭)

---

<sup>70</sup> フル・テキストは以下を参照のこと。

<http://www.anglican-methodist.org.uk/cofesermon.htm> (2014年8月現在)